		日	号外	ページ
一一三	要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件	二六	64	三〇
一一四	指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部を改正する件	二六	64	三二
一一五	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件	二七	四	
一一六	職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示の一部を改正する件	二七	四	
一一七	労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	二七	66	一五
一一八	平成二十六年度の血液製剤の安定供給に関する計画	二七	66	二〇
一一九	平成二十六年度の献血の推進に関する計画	二七	66	二二
一二〇	港湾労働法第三条第一項の規定に基づき港湾雇用安定等計画を定める件	二八	67	一六
一二一	予防接種に関する基本的な計画を定める件	二八	67	一六
一二二	風しんに関する特定感染症予防指針を定める件	二八	67	一七
一二三	東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件	二八	67	一六
一二四	平成二十六年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を定める件	三一	69	一四〇
一二五	公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する件	三一	69	一四二
一二六	全国障害者スポーツ大会開催規程を廃止する件	三一	69	一四三
一二七	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部を改正する件	三一	69	一四三
一二八	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を定める件	三一	69	一四四
一二九	独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第五号に規定する厚生労働大臣の定める基準を定める件	三一	69	一四四
一三〇	独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号等に規定する厚生労働大臣の定める者の一部を改正する件	三一	69	一四四
一三一	職業訓練実施計画を定める件	三一	70	二二四
一三二	薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	三一	70	二二五
一三三	国立感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件	三一	70	二二七
一三四	国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件	三一	70	二二七
一三五	生活保護法による保護の基準の一部を改正する件	三一	70	二三〇
一三六	障害者雇用対策基本方針を定める件	三一	70	二三四
一三七	労働基準法施行規則第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件	三一	70	二三〇
一三九	健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件	三一	70	二四〇
一四〇	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件	三一	70	二四〇
一四一	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針	三一	70	二四二
一四二	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	三一	70	二四三
一四三	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を定める件	三一	70	二四七
一四四	厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件	三一	70	二五三
一四五	国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件	三一	70	二五五
一四六	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件	三一	70	二六四
一四七	簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項の一部を改正する件	三一	70	二七一
一四九	中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件	三一	70	二七一
一五〇	中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件	三一	70	二七一
一五一	中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件	三一	70	二七二
一五二	中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	70	二七二
一五三	中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	70	二七二
一五四	確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	70	二七二
一五五	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	三一	70	二七二
一五六	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件	三一	70	二七二
一五七	労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を自ら行うものとする件	三一	70	二七三